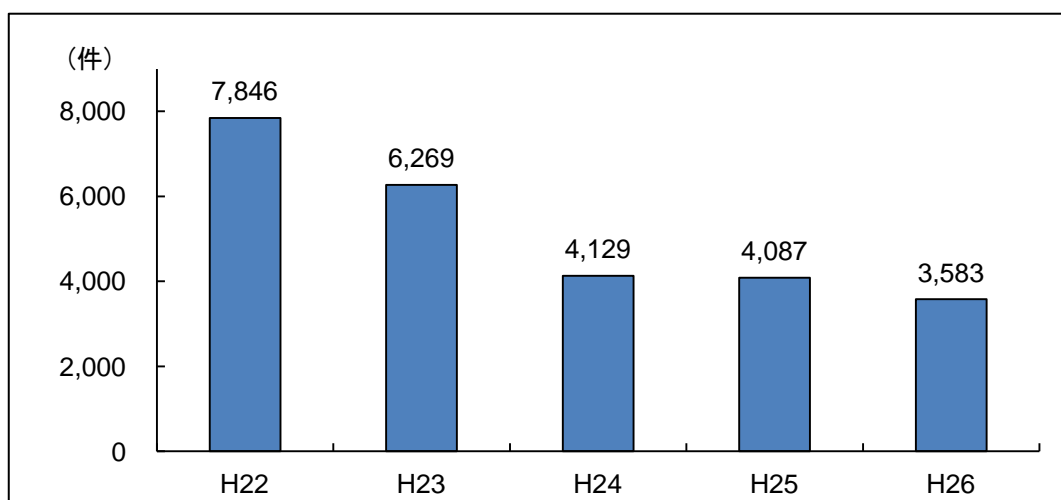


## 第2節 廃棄物の不法投棄等の防止

### 1 一般廃棄物の不法投棄等の防止

#### 【現状と課題】

- ・ 一般廃棄物の不法投棄の発見件数は、平成22年度をピークに、減少傾向となっています。これは、地上波デジタル化によるテレビの買い替えに伴う不法投棄が減少したほか、県及び市町村の不法投棄監視体制の強化、県民の関心の高まり等により、不法投棄がしにくくなってきた結果と考えられます。
- ・ 一般廃棄物の不法投棄としては、家庭ごみや空き缶等のポイ捨てが多く、その他には、廃タイヤ、家電4品目などが目立っています。
- ・ 市町村においては、「ポイ捨て防止条例」による規制、看板の設置等の設備整備、パトロール等の人的体制の整備など様々な不法投棄対策を導入しています。
- ・ 一般廃棄物の野外焼却は、公益・社会の慣習上やむを得ない場合や周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合など、一部の例外を除き禁止されています。



(平成27年度 資源循環推進課)

図5-2-1 一般廃棄物の不法投棄件数の推移

#### <野外焼却禁止の例外>

- ・ 国や地方公共団体などの河川管理者が伐採した草木の焼却
- ・ 災害の予防、応急対策、復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・ どんど焼き等の地域行事に伴い不要となった門松等の焼却
- ・ 農業者がやむを得ず行う稲わら等の焼却（廃ビニールの焼却は除く）
- ・ たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却 等

(出典：平成12年9月28日付け衛環第78号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

表 5-2-1 一般廃棄物不法投棄対策の効果

	導入市町村					
		非常に効果あり	効果あり	ほとんど効果なし	効果なし	
看板の設置	66	3	39	22	2	
市町村職員による不法投棄防止パトロール	66	6	46	12	2	
不法投棄の監視連絡員等による通報制度の導入	34	1	25	8	0	
防止ネットの設置	21	4	14	2	1	
鳥居の設置	10	0	6	3	1	
監視カメラの設置	本物	15	3	8	3	1
	ダミー	8	3	4	1	0

(市町村等状況調査)

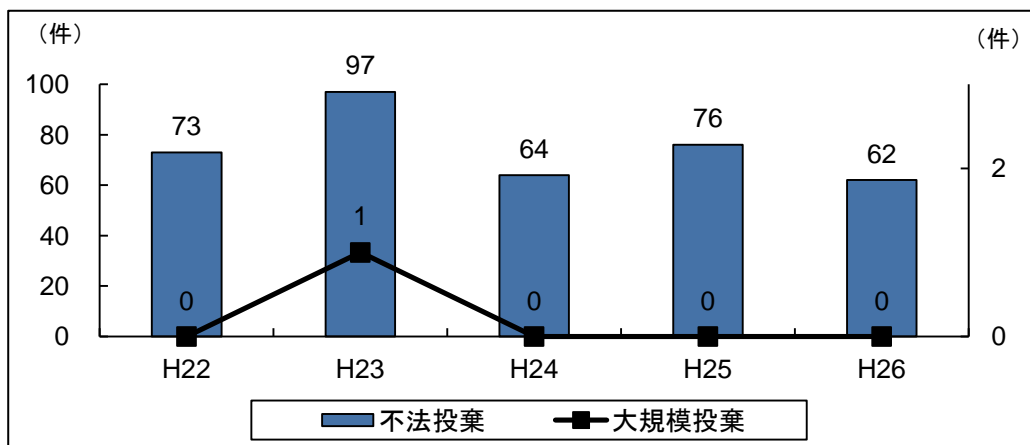
#### 【施策の展開】

- ・ 不法投棄は犯罪であるという認識のもと、地域住民や警察との連携を強化します。
- ・ 不法投棄の防止に係る先進事例や効果のある事例について、市町村への情報提供に努めます。
- ・ 市町村は、一般廃棄物の処理方法を一般廃棄物処理計画に位置づけ、広報誌やごみの分別カレンダー等により、住民に周知するよう努めるものとします。

## 2 産業廃棄物の不法投棄等の防止

#### 【現状と課題】

- ・ 産業廃棄物で不法投棄されるものとしては、建設系廃棄物が多い状況です。
- ・ 建設系廃棄物の不法投棄を防ぐためには、建設工事の発注者、元請事業者、下請事業者のそれぞれが、建設系廃棄物の適正処理についての知識を深めるとともに、優良な廃棄物処理業者と契約を結ぶ必要があります。
- ・ 建設系廃棄物等を解体現場等で焼却するなどの産業廃棄物の野外焼却は、禁止されています。



(平成 27 年度 資源循環推進課)

図 5-2-2 産業廃棄物の不法投棄件数と大規模投棄 (10t 以上) 件数の推移

- ・ 夜間パトロール、スカイパトロールのような直接的な監視活動から、24 時間体制の通報制度、啓発活動など県民と一体となった監視活動まで、総合的に不法投棄の防止対策を進めています。
- ・ 長野県森林組合連合会及び長野県漁業協同組合連合会との間に廃棄物の不法投棄情報に関する協定を締結し、県内で不法投棄等を発見した場合、県に対してその情報を提供することとしています。
- ・ 市町村向けの不法投棄情報として、「不法投棄情報ながの」を電子メールで配信し、県の公式ホームページに掲載しています。

#### 【施策の展開】

- ・ 夜間パトロール、スカイパトロール、車両点検を引き続き行い、車両点検については、近隣都県と協力して行います。
- ・ 不法投棄ホットラインの一層の周知を図るなど、不法投棄に関係する情報を効率よく収集する体制づくりに努めます。
- ・ 不法投棄事案に対しては、投棄者を特定し責任を追及するため警察との連携を強化するとともに、建設事務所、市町村等の関係行政機関に情報提供を行います。
- ・ 不法投棄された産業廃棄物について、原因者等に対する撤去指導を行うとともに、周辺環境への影響調査を実施し、環境に支障が生じる場合は、必要に応じて支障の除去等の措置を講じます。

**不法投棄を見つけたら、** (ごみをみはろう)

**不法投棄ホットライン 0120-530-386 (24時間受け付けます!)**



←  
不法投棄の事例  
→



不法投棄が発生すると、深刻な環境破壊がもたらされます。

不法投棄の発見件数の割合は一般廃棄物（主に家庭からの廃棄物）が約98%を占め、悪質な産業廃棄物の不法投棄も後を絶ちません。廃棄物を排出する際は、必ずルールを守りましょう。

県では、県民の皆様からご協力をいただきながら、不法投棄の撲滅を目指します。

〈〈県民の皆様には：～不法投棄等の防止～〉〉

- ・ **ごみは、不法投棄することなく、市町村が定めるルールにしたがって、適正に出しましょう。**
- ・ **不法投棄を発見した場合には、不法投棄ホットライン等により連絡をしましょう。**

